

## 住民課 ☎ 932-1151 (内線 118 番)

### 国民年金保険料改定のお知らせ

平成 19 年度（平成 19 年 4 月分～平成 20 年 3 月分）の国民年金の保険料は、14,100 円です。前年度より 240 円引き上げられました。

国民年金の保険料には、お得な前納制度があります。詳しくはお問い合わせください。

### 年金受給者のみなさんへ

年金受給者の現況確認が、住民基本台帳ネットワークシステムを活用するようになりました。このため、現況届の提出は原則不要となりました。ただし、次に該当する人は引き続き提出が必要です（提出が必要な人は、社会保険業務センターから書類が送付されます）。

- ・社会保険庁で保有している年金受給者本人の基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードが確認できない人。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない市町村に居住している人。
- ・外国籍（外国人登録）の人。
- ・外国に居住している人。

また、次の場合には、現況届以外の届出が引き続き必要です（社会保険業務センターから書類が送付されます）。

- ・加給年金額を受けているとき 生計維持確認届
- ・障害の程度の確認が必要とき 診断書

### 社会保険事務所の電話番号が変わりました

東福岡社会保険事務所の電話番号が変わりました。旧代表の電話番号（☎ 651-7111）は廃止され、次の電話番号になりましたのでご注意ください。

- 国民年金に関する問合せ先  
東福岡社会保険事務所国民年金課  
☎ 651 - 7129

## 掲示板

## 保健環境課 ☎ 932-1151 (内線 154 番)

### 食生活改善推進教室生を募集します

食生活改善推進教室は、栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。

教室を終了された人たちには、食生活改善推進員として須恵町が委嘱し、ボランティアで地域のみなさんの健康づくりに協力していただいています。

現在、170 人の推進員（ヘルスマイト）の人たちが活動されています。また、この教室は託児室も設けますので、お子さん連れでお気軽に受講できます。

なお、託児数に限りがありますので申し込み多数の場合は、ご相談させていただきます。

- 開催日 平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月 第 2 木曜日（3 月のみ第 1 木曜日）
- 時 間 10:00～14:00
- 場 所 保健センター 2 階
- 対象者 町内在住者 30 人
- 受講料 無料
- 申込み締切り 5 月 18 日（金）

## 福祉課 ☎ 932-1151 (内線 124 番)

### 訪問介護員 2 級養成研修（日曜コース）受講者を募集

- 開講日 7 月 29 日（日）
- 会 場 福岡商工会議所（博多区博多駅前 2）
- 定 員 7 人（応募多数の場合は抽選）
- 受講料 2 万円（テキスト代含む）および実習時の健康診断書代 1 万円程度
- 申込み期限 6 月 20 日（水）

## 子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 272 番)

### 児童手当制度が拡充されます

児童手当の支給額が改正されます。対象は、3 歳未満の乳幼児で、月額 5,000 円が 10,000 円に増額されます。今回の改正は、平成 19 年 4 月（6 月支給分）から実施されます。

- 0歳から3歳未満の児童に対する児童手当  
改正前

第 1 子、第 2 子	月額 5,000 円
第 3 子以降	月額 10,000 円

改正後

第 1 子、第 2 子	月額 10,000 円
第 3 子以降	月額 10,000 円

- 実施時期 平成 19 年 4 月 1 日（6 月支給分）

## 企画課 ☎ 932-1151 (内線 342 番)

### 現場説明会を廃止します

入札・契約制度における、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保および不正行為排除の徹底を図るため、平成 19 年度から現場説明会を原則廃止します。

今回の廃止は、予定価格が 130 万円を超える建設工事および予定価格が 50 万円を超える建設工事関連の設計、測量業務委託の請負契約について適用されます。

## 税務課 ☎ 932-1151 (内線 135 番)

### 平成 19 年度 固定資産課税台帳 および土地価格等縦覧帳簿、 家屋価格等縦覧について

地方税法第 416 条の規定に基づく、土地および家屋価格などの縦覧帳簿の縦覧および同法第 382 条の 2 の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧を、次のとおり行います。

- 期 日
    - 縦覧（土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿）  
4 月 1 日～5 月 31 日（土・日、祝日は除く）
    - 閲覧（固定資産課税台帳）  
4 月 1 日から（土・日、祝日は除く）
  - 縦覧・閲覧場所  
須恵町役場税務課 9:00～17:00
- ※閲覧や縦覧できる人は、固定資産税納税者などに限られます。また、窓口では本人確認のために身分証明書などの提示、本人以外の場合は委任状の提出が必要です。

### ～固定資産評価（土地）の下落修正について～

平成 18 年度に引き続き、地方税法附則第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度の土地の価格を下落修正します。

詳しくは、縦覧期間中に課税台帳を閲覧してください。

町税、国民健康保険税の納付はお済みでしょうか？  
まだお済みでない方は、早めの納付をお願いします。

### 4月の納税

### 町の人口

平成 19 年 3 月 1 日現在  
( ) = 前月比

- 男 性 12,650 人 (+ 1)
- 女 性 13,122 人 (- 2)
- 合 計 25,772 人 (- 1)
- 世帯数 9,260 戸 (+ 17)